

中国査証取得状況

2021.1.6

中国入国が可能な外国人は外交ビザ等一部の査証所持者および、実質 3 月 30 日以降に取得された現在有効な査証を所持する方と、一部の居留許可を持つ方です。

2020 年 3 月 26 日、中国外交部と国家移民管理局は「有効な訪中査証、居留許可を有する外国人の入国を暫定的に停止することに関する中華人民共和国外交部、国家移民管理局の公告」を発令しました。

日本人の中国滞在 15 日間までの査証免除措置は、ビジネスや親族訪問を含めすべてが暫定停止となりました。また 3 月 28 日(土)以前に有効であった訪中査証および居留許可を有する外国人の入国も、暫定的停止の措置が実施されています。中国入国が可能な外国人は、外交、公用、礼遇、乗務員(C ビザ)査証を持つ方、永久居留許可を持つ方及び、実質 3 月 30 日以降に発行された中国査証を持つ方となりました。

外国人の中国入国が制限されている状況下においては、新規の中国査証発給も原則停止、但し、重要性や人道性を考慮した中国査証の発給に関しては、在外公館に相談が可能とあります。

この状況が長期化するにつれ各国の経済界は経済活動の停滞を懸念、中国側に対し必要不可欠な渡航者に対する中国査証発給の緩和を強く求めていたところ、中国において内部通達が発せられ、6 月以降行政単位(各省の人民政府外事弁公室や商務庁)より招聘状が発給される案件が増えてまいりました。

招聘状発給を求めするために用意する書類の一例をご紹介します。

(厳格な規約がないため、省や企業により提出書類や記載内容が異なります)

http://www.nicchu.co.jp/2020_visa_info.pdf

中国外交部・国家移民管理局は、9 月 28 日 00:00 より現在有効な居留許可を保持する外国人の入国を許可、当該者は中国査証を再申請する必要がないことを発表しました。

【中国外交部・国家移民管理局公告（中国語）は以下】

https://www.fmprc.gov.cn/web/wjbxw_673019/t1817369.shtml

【日本国外務省掲載（日本語）は以下】

<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=98715>

<弊社仮訳>

本公告は、2020年3月26日に外交部と国家移民管理局が連名で発表した「有効な訪中査証、居留許可を有する外国人の入境を暫定的に停止することに関する中華人民共和国外交部、国家移民管理局の公告」の一部調整である。

2020年9月28日入国分より「工作（駐在）」「私人事務（帯同家族）」「団聚（親族訪問）」目的の有効な居留許可を有する外国人の中国入国を許可、該当者は新たな査証申請の必要はない。

2020年3月28日以降に期限が切れた上記目的の居留許可を有し、その所持者の訪中事由に変更がない状況下であれば、期限が過ぎた居留許可と関連資料により中国ビザ申請が可能。（関連資料の明示はされていない）

その他の措置は2020年3月26日公告を継続。中国側は防疫・安全が確保されるとの前提の下、中国と外国の間の人々の往来を徐々に秩序正しく回復させる。

※上記発表は継続中ですが、11月2日申請分より現地当局発行の招聘状（PU）がない申請については受付を中止しております。現状では申請に際し当局発行の招聘状（PU）が必要ですので、ご注意ください。

1月6日現在まで、中国査証取得のためのバーコード付き招聘状（邀請函/PU）の発給に一部制限がかかり、SおよびQ査証（家族査証）取得のための招聘状発給が多くの都市で滞っています。またM査証（商用査証）取得のための招聘状発給も、一部の都市で発給要件の厳格化が進んでいます。

ビザの受理範囲と条件の部分的な調整に於けるお知らせ（中国ビザセンター・東京）


https://bio.visaforchina.org/TYO2_JP/generalinformation/news/283431.shtml

中国ビザ申請サービスセンター営業日 ※予約制

東京 月・火・水曜日（09：00～14：00）

名古屋 火・木・金曜日（09：00～14：00）

大阪 火・水・木曜日（09：30～11：30 13：00～14：30）

 日中平和観光株式会社

Nicchu peace TRV